

鳩山内閣・民主党の憲法認識を欠いた政治判断を厳しく糾弾する

平成21年12月18日

自由民主党

今回、天皇陛下の中国の習近平国家副主席ご引見が、これまでの慣行を破る形で実施されたことは、鳩山内閣・民主党の憲法認識の欠如及び誤った政治判断の結果であり、厳しく糾弾されなければならない。また、この問題に関連する関係者の一連の発言からは、鳩山内閣及び民主党には、天皇陛下に対する敬意も配慮も感じられない。

わが党は、以下の通り、問題の所在とそれに対するわが党の見解を明らかにするとともに、鳩山内閣の政治責任を徹底的に追及する。

一 憲法及び法的な問題の所在

今回の天皇陛下の習近平国家副主席ご引見についての憲法及び法的な論点は以下のとおりである。

(1) 今回のご引見の法的性格とその内容

今回のご引見は憲法に定める国事行為（憲法第4条2項、6条、7条）ではなく憲法第1条の「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」たる地位に基づく公的な行為である。したがって第7条の「内閣の助言と承認」を必ずしも要するわけではない。

ここにいう「内閣の助言と承認」とは内閣の同意あるいは意思である（衆議院内閣委員会昭和39年4月23日内閣法制次長答弁）。

今回のご引見のような公的行為の性格については、国会答弁において、「第一次的には宮内庁、第二次的にはそれを包括する総理府（現在の内閣府）、さらには内閣が責任を負う」とされている（昭和48年6月7日衆議院内閣委員会における内閣法制局長官の答弁、「公的行為についてはどういうふうに行われるか。これは皇室に関する国事事務を処理しております宮内庁、それを統括する総理府、さらにその総理府を統括する責任のある内閣が、責任をもってこの公的行為について、いかなる行為が行われるか、その公的行為が行われるに際しまして、憲法4条第1項にございます『国政に関する権能を有しない』という規定の趣旨にかんがみまして、いやしくも国政に影響を及ぼすことがあってはならないという配慮を十分にいたしておるわけでございまして、第一次的には宮内庁、第二次的にはそれを包括する総理府（現在の内閣府）、さらには内閣が責任を負う」）。

また公的行為の限界についても国会答弁があり（昭和59年4月5日衆議院内閣委員会総理府総務長官）「第一は国事行為におけると同様、公的行為においても国政に関する権能がその中に含まれてはいけないということであり、すなわち政治的な意味をもつものとか政治的な影響を持つものがそこに含まれてはならないということでありま

す。第二は、その天皇の御行為について内閣が責任をとるという行為でなければならないということであり、第三は、その行為が象徴天皇としての性格に反するものであってはならないことである。」としている。

(2) 天皇陛下の政治的行為とは

(1) を前提とすると天皇陛下の政治利用は、「国政に関する権能を有しない」の要件の問題に帰着する。「国政に関する権能を有しない」とは「政治的な意味をもつものとか政治的な影響を持つものがそこにふくまれてはならない」ということである。

すなわち、そのときの政治情勢や国際情勢のなかで、特定の人、特定の国、特定の政党、特定の団体を利する政治的党派性ということになると思われる。なお、そのようなことがないように事前に形式的なルールを定めておくことが憲法上の要請ということができ、本件における一ヶ月ルールがそれにあたる。

二 鳩山総理の政治判断の誤りと鳩山内閣の責任

以上の憲法及び法的問題を踏まえ本件を検証すると、問題は鳩山総理の政治判断の誤りにある。別紙の経緯を見ても、今回のご引見は、鳩山政権の対中外交を円滑化するために、一ヶ月ルールの慣行を破り、しかも宮内庁は慣行を理由に二度にわたり断り、一度は正式に中国政府までその回答を行っているにもかかわらず、総理の強い指示により、強引な形で実現されたものである。

これは「政治的に意味をもつ行為、政治的な影響をもつ行為」にあたり、それを指示した総理の判断は「天皇陛下の政治利用」であるというべきである。

また、鳩山総理自身が「日中関係を未来的に発展させるために大きな意味がある。判断は間違っていない。」と政治的意味について発言したことも、問題である。

今後の影響についても、宮内庁長官の会見を引くまでもなく、「天皇陛下のお務めのあり方、天皇の役割」といった基本的な事柄にも関わるものであるということの認識が欠如している。

また、今回のご引見は、「日中関係の発展の為」という理由でなされたにもかかわらず、逆に、国民の中国に対する考え方に悪影響を及ぼしてしまったことに関しても、鳩山内閣の判断に対する責任を問わねばならない。

三 その他、民主党関係者の発言について

1. 小沢民主党幹事長の発言について

内閣の一員でもない民主党の小沢幹事長は、今回の件も含む天皇陛下の公的行為について、以下のような発言を繰り返している。天皇陛下のお考えを忖度するような発言もあり、公党の幹事長として、また一国会議員として極めて不適切である。我々は、小沢幹事長の不見識並びに、憲法認識の欠如についても厳しく指摘していく。

【主な発言】

- ・（天皇陛下の訪韓は）韓国の皆さんが受け入れてくださるのなら結構なことだ。
＜12月12日 韓国・李明博大統領との懇談＞
- ・天皇陛下のお体がすぐれないと、体調がすぐれないというのならば、それよりも優位性の低い行事を、お休みになればいいことじゃないですか。
- ・天皇陛下ご自身に聞いてみたら、手違いで遅れたかもしれないけれども、会いましょうと、必ずそうおっしゃると思うよ。
＜12月14日 記者会見＞

2. 前原国土交通大臣の発言について

12月7日平野官房長官の指示で外務省中国・モンゴル課長が中曽根元首相に一ヶ月ルールを説明し、中曽根元首相はこれを了承した。前原国交大臣は、この事実を歪曲し、あたかも自民党側が今回のご引見を要請したかのごとき発言をし、わが党に責任転嫁し、わが党の名誉を毀損している。この点について国交大臣の釈明を求めるものである。

以上